

地域ケア会議について

伊賀市地域包括支援センター

●支援会議（社会福祉法第106条の6）の位置付け

- ・本人の同意が得られないために、支援関係機関等の情報共有や役割分担が進まない事案
 - ・予防的・早期の支援が必要にも関わらず体制整備が進まない事案 など
- ⇒必要な支援体制に関する検討を行う（出席者に守秘義務が課される）

（内容）

- * 気になる事例の情報提供・情報共有
 - ※支援関係機関がそれぞれ把握していながら支援が届いていないことがある
- * 見守りと支援方針の理解
- * 緊急性がある事案への対応 など

●伊賀市の要綱では主に次の3点について規定。

（市及び社協職員はいずれの会議にも出席）

①地域における個別ケースの検討及び具体的支援の検討に関すること。

⇒【個別会議】個別ケースの検討

地区担当民生委員、民協会長、自治会長（区長）などの出席を想定
地区民協単位（14か所）ごとに随時開催

②地域生活課題の発見、情報共有及びその解決の方法を検討すること。

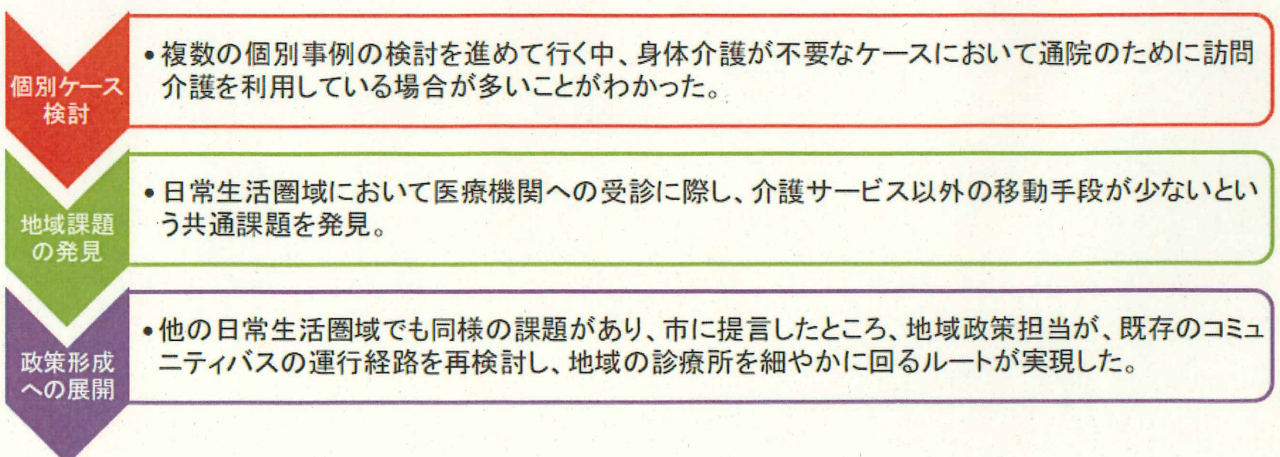
⇒【運営会議】ネットワークの構築、地域課題の発見

民協会長、支援関係機関などの出席を想定
支所単位（6か所）ごとに定例開催

③地域における社会資源相互の協力と連携に関すること。

⇒【担当者会議】市全域で共通した地域課題の抽出

（イメージ）



(2023 (令和5) 年度) 多機関協働事業に係る会議の開催状況 (11月末現在)

①個別ケースの会議に係る会議 (高齢者虐待及び障がい者虐待に係る会議を除く)

会議の種類	開催回数	主な内容	出席した関係機関
相談事案調整会議	6回	<ul style="list-style-type: none"> ・多世代同居の経済的困窮世帯への支援 ・ヤングケアラー支援 ・外国籍世帯の生活支援 ・措置施設入所者の退所後の地域生活支援 ・キーパーソン不在のセルフネグレクト世帯への支援 ・単身生活者のセルフネグレクト支援 	<p>【庁内】健康福祉部以外の担当課を含む5課 (延べ14機関)</p> <p>【庁外】行政や民間事業所を含む9機関 (延べ16機関)</p>

②地域ケア会議運営会議 (支所ごとに開催)

開催回数	主な内容	市全体で共有すべき課題	出席した関係機関
8回	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員の活動状況 ・民生委員を知ってもらうための活動 ・民生委員と自治会・自治協との情報共有 ・深刻なケアマネ不足 ・訪問介護サービスの不足 ・高齢者のサロンの活用状況 ・介護予防とサロン等の通いの場 ・サロン等の新規開設情報 ・相談内容の変化 (経済的困窮の増加) ・特殊詐欺に関する注意喚起 ・孤独死の防止と早期発見 ・熱中症の予防と早期発見 ・ごみ出し支援 ・地域交通 (通院、買い物等) ・エンディングノートの周知 ・フードパントリーの地元開催 ・日常活動における気になるケースの共有 	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員の成り手不足 (定年延長、民生委員の周知) ・民生委員不在 (空白) の地域について (民児連役員会でも課題) ・民生委員と自治会の連携、情報共有 ・守秘義務がある中での民生委員との情報共有 (民児連、社協、市による協働が必要) ・サービス資源だけでなくケアマネも不足 ・サービス等に繋がっていない人への支援 ・地域内の情報収集の方法 (ハザードンの活用) 	<p>【庁内】相談支援室 (社会福祉士、保健師、主任ケアマネ)</p> <p>【庁外】民生委員、社協 (地域福祉コーディネーター) 等</p>

※その他、各支所ごとに固有の地域課題について協議